

一般社団法人 日本国際保健医療学会 個人情報取扱規定

(目的)

第1条 一般社団法人 日本国際保健医療学会（以下「学会」という。）が収集する個人情報の種類、その収集・利用、第三者提供、開示・訂正・追加・削除及び保有期間について、この規定に定めるところにより取扱う。

第2条 本規定で扱う「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定める項目を指す。すなわち、個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報を指す。また、その情報自体によって特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人が識別できるものも含む。

(個人情報の収集)

第3条 学会は、本学会への入会申込時、会員の情報変更時、学術大会での演題登録、役員就任承諾、学会誌への論文の投稿、学会奨励賞の選考、およびその他本学会の行う事業において、学会事務局（学術総会および地方大会の大会事務局、学会誌編集委員会事務局を含む）が所定の用紙など（電子メールあるいはホームページからの手続きも含む）を用いて個人情報を直接収集する。

第4条 学会は、金融機関からの会費振込通知により、個人情報を間接的に収集する。

第5条 第3条に基づいて本学会が収集する個人情報は、一般社団法人日本国際保健医療学会定款に定める事業の用途に限定して利用する。

(第三者提供)

第6条 学会は、法令の定めによる場合、及び個別に同意を得た場合以外には個人情報を第三者に提供しない。ただし、本学会の業務の一部を外部委託する必要がある場合には、本学会と委託業者との間で、「個人情報保護法」に基づき個人情報の取り扱いに関する契約を締結し業務を遂行する。

(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

第7条 学会事務局は、会員本人から当該本人に関する個人情報の開示、訂正、追加及び削除（以下「開示等」という。）を求められた場合には、本人であることを確認した上で遅滞なく開示等の対応を行う。

(保有期間)

第8条 学会が保有する個人情報の保有期間は会員の在籍期間または該当事業実施時期に限定する。

(規定の改廃)

第9条 本規定の改廃は理事会の議を経て実施する。

附則

- 1 本規定施行の時点において学会が保有する個人情報のうち、保有期間(法人の定める事業年度)を経過したものについては直ちに廃棄する。
- 2 本規定は2015年4月25日より施行する。